		ページ	日号外
	の基準等を定める省令の規定に基づき介護分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準	一五	49 三六
六七	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準	一五	49 三六
六八	雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件	一八	四
六九	雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件	一八	四
七〇	雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件	一八	四
七一	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件	一八	五
七二	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件	一八	五
七三	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件	一九	四
七四	高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する件	二〇	四
七五	食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の廃止を許可した件	二〇	四
七六	食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件	二〇	54 一〇六
七七	化粧品基準の一部を改正する件	二〇	54 一〇七
七八	職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する告示	二〇	54 一一七
七九	高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画の全部を改正する件	二〇	54 二九
八〇	平成三十年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を定める件	二二	三
八一	検疫法施行令第四条に基づき、調査を行う区域のうちの陸域の地域を定める等の件の一部を改正する件	二二	三
八二	職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号の規定に基づく指定を受けた講習の実施機関の所在地を変更した件	二二	三
八三	職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第二号の規定に基づく指定を受けた講習を廃止した件	二二	三
八四	キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件	二二	三
八五	厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件	二二	57 二九〇
八六	雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する件	二二	57 三二
八七	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示	二五	58 四三
八八	労働基準法第四十一条の二第一項の規定により同項第一号の業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保を図るための指針	二五	58 一〇九
八九	医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示	二五	58 一一四
九〇	労働安全衛生法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が製造時等検査の業務の全部を自ら行うものとする件	二六	五
九一	健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条の規定によりなおその効力を有するものとされ同条の規定により読み替えられた国民健康保険法による被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令第二条の三の規定に基づき平成三十一年度の拠出金調整金額の算定に係る厚生労働大臣が定める率を定める件	二六	五
九二	組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件	二六	五
九三	雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域	二六	五
九四	生物学的製剤基準の一部を改正する件	二六	59 一七